

はかりの定期検査のお知らせ

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター 計量検査係

川崎市

計量法に基づき、取引又は証明に使用しているはかりは、
2年に1度の定期検査を受けていただく必要があります。

定期検査の実施時期（区によって時期が異なります）

奇数年（令和5年、7年…）

偶数年（令和6年、8年…）



川崎区



幸区



中原区



高津区



宮前区



多摩区



麻生区

受 検 方 法

川崎市では、「(公社)神奈川県計量協会」を指定定期検査機関に指定して、はかりの定期検査を実施しています。検査は、神奈川県計量協会の職員が、はかりを使用している場所に訪問して行います。

※訪問前に、神奈川県計量協会から、検査実施についてのお知らせを送付いたします。

はかりの検査手数料の例（はかりの能力によって異なります）

電気式



（例）1,400 円

機械式



（例）500 円

分銅



1 個につき 10 円

※はかりの検査手数料は、検査時にお支払いください。

※**最小目盛**（1 間隔または 1 目盛の値）が**はかりの能力の 1 万分の 1 未満**のものは上記手数料の**2 倍の額**となります。

（例）能力が 300 g で 1 間隔が 0.01 g の電気式はかりは検査手数料が 2,800 円になります。
その他詳しい手数料の金額については、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

※はかりの定期検査についての詳しい内容は、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

消費者行政センター計量検査係	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 5 階 TEL 044-200-5640 FAX 044-244-6099
(公社)神奈川県計量協会	〒221-0062 横浜市神奈川区浦島丘 4 (神奈川県計量検定所内) TEL 045-401-2711 FAX 045-433-4177

【以上の定期検査を受検できない場合は…】

定期検査に代わる計量士による検査（代検査）制度を御利用ください。

※代検査の受検を希望される場合は、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

川崎市計量協会	〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66-20 (川崎市産業振興会館内) TEL・FAX 044-280-7353
---------	---

はかりの主な定期検査手数料表

区分	種類	能力	金額
1	直線目盛の指示はかり		250円
	棒はかり		260円
2	一般的機械式はかり	ひょう量が100kg以下のもの	500円
		ひょう量が250kg以下のもの	900円
		ひょう量が500kg以下のもの	1,500円
		ひょう量が1t以下のもの	2,100円
3	電気式はかり	ひょう量が100kg以下のもの	1,400円
		ひょう量が250kg以下のもの	1,800円
		ひょう量が500kg以下のもの	2,200円
		ひょう量が1t以下のもの	3,100円
4	分銅・定量増おもり	1個につき	10円

[川崎市手数料条例（平成12年4月1日施行）による]

区分1例 	区分2例 	区分3例 	区分4例 
---	---	--	---

1. 「ひょう量」とは、そのはかりの計れる最大能力をいいます。
2. 最小目盛（1間隔または1目盛の値）、または表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものは上記手数料の2倍の額となります。
3. 棒はかりの手数料は、定量おもり1個（10円）を含みます。
4. その他御不明な点は、消費者行政センター計量検査係へお問合せ下さい。